

平成28年 2月23日 (火)

津島市市長公室人事秘書課 (辻村、永田)

電話番号0567-24-1111 (内線2310、2311)

<議案名> 議案第2号 津島市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため。

また、津島市特別職報酬等審議会の答申を受け、地域手当の支給を廃止するため。

2 改正内容

(1) 平成27年12月1日から適用

- ・ 期末手当の支給割合を引き上げるもの。

年間 3.15月 (現行3.1月)

(2) 平成28年4月1日から施行

- ・ 地域手当の支給を廃止するもの。

3 参考事項

(1) この条例改正に影響した人事院勧告の内容

- ・ 国の指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当の支給割合

年間0.05月分引上げ

(2) 津島市特別職報酬等審議会答申日

- ・ 平成28年1月12日